

アカシア会会則

第1章 総則

第1条（名称）本会はアカシア会と称する。

第2条（事務局）本会は事務局を広島市南区翠1丁目1-1広島大学附属高等学校アカシア会館内に置く。

第3条（目的）本会は会員相互の親睦をあつくし、会員と広島大学附属中・高等学校（以下広大附属中・高等学校と称す）の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。

第4条（事業）本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員に対する啓発活動。
- ② 会員相互の交流及び親睦。
- ③ 広大附属中・高等学校との交流。
- ④ 広大附属中・高等学校在校生の活動支援。
- ⑤ 広大附属中・高等学校の活動支援。
- ⑥ 社会貢献事業の支援。
- ⑦ 会報の発行。
- ⑧ 会員名簿の発行。
- ⑨ その他常任幹事会において必要と認め、総会で承認されたこと。

第5条（地域・職域等アカシア会）本会は必要な地域・職域等に地域・職域等アカシア会を置くことができる。

2 地域・職域等アカシア会の構成・役員及び運営は、各アカシア会で定めるものとする。

第2章 会員

第6条（種別）本会の会員は次の2種とする。

（1）会員

- ① 広島高等師範学校附属中学校卒業生。
- ② 広大附属高等学校卒業生。
- ③ 前号①②に準ずる者と広大附属中学校卒業生は、本人が希望し当該クラス会員の推薦により準会員とする。

（2）特別会員

- ① 広大附属高等学校及び中学校教職員。
- ② 広島高等師範学校附属中学校及び同上教職員であった者。

第7条（名誉会長・相談役・顧問）本会に会長のほか名誉会長を置き、会長経験者を推戴する。

2 本会に相談役を置き、広大附属中・高等学校長を推戴する。

3 本会に、会長の指名により、顧問を置くことができる。

第8条（会員の異動）会員は住所・氏名・職業を変更したときは、速やかに本会事務局に届けること。

第9条（除名）本会の会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- ① 会則又は総会の決議に違反したとき。
- ② 本会の名誉を傷付け、又は秩序を乱したとき。

第10条（入会金・会費及び寄付金）本会は、入会金、会費及び寄付金等によって運営する。

2 本会の会員は、以下のとおり入会金と会費を納入しなければならない。

- ① 会員は、入会金として5,000円を納入しなければならない。
- ② 会員は、卒業年度により、以下のとおり会費を納入しなければならない。
 1. 平成12年以降に入会した会員は、入会時に維持会費として10,000円、入会後30年目に運営会費として10,000円を納めるものとする。
 2. 平成11年以前に入会したもので、入会後30年を経過しない会員は、入会後30年目に運営会費10,000円を納めるものとする。
 3. 既に入会後30年を経過している会員は、本会則が施行された年度に、運営会費10,000円を納めるものとする。
- ③ 特別会員は、入会金、維持会費及び運営会費を免除する。
- ④ 既納の入会金、維持会費並びに運営会費は返還しない。
- ⑤ 上記の金額及び運営会費の納入時期は、5年ごとに見直しするものとする。

第3章 役員

第11条（役員） 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、幹事長、常任幹事、学年幹事、事務局長、監事、委員長

- ① 会長は1名とし、総会において、会員の中から選出する。
- ② 副会長は若干名とし、会員の中から会長が選任する。
- ③ 常任幹事は50名以内とし、会長が会員の中から選任する。
 2. 前項に係わらず、各地域アカシア会を代表する常任幹事若干名を、別途選任することができる。
- ④ 幹事長は1名とし、会長が常任幹事の中から選任する。
- ⑤ 事務局長は1名とし、会長が常任幹事の中から選任する。
- ⑥ 学年幹事は、各卒業年次の回毎に若干名とし、各卒業年次の回より推薦し、会長が選任する。
- ⑦ 監事は2名とし、総会において、会員中より選出する。
- ⑧ アカシア会活動の円滑な運営を進めるため、会長の意向により委員会の設立、委員長の任命を行うことができる。

第12条（会長・副会長） 会長は本会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指定する順序に従い会長の職務を代行する。

第13条（幹事長・事務局長） 幹事長は、会長を補佐し、総会・常任幹事会及び学年幹事会が決議した事項を処理する。

2 事務局長は、幹事長を補佐し、前項の事項を円滑に処理するため次のことを行う。

- ① 総会・常任幹事会・学年幹事会の開催日の調整。
- ② 総会・常任幹事会・学年幹事会の議題の調整。
- ③ 事業計画及び事業の執行に関わる調整。
- ④ 決算書・予算書作成のための調整。
- ⑤ 地域アカシア会との連携・交流のための調整。
- ⑥ その他幹事長が必要と認めたこと。

第14条（常任幹事） 常任幹事は、本会の会務を迅速且つ適切に処理するため次の業務を掌握する。

- ① 本会の事業に関すること。
- ② 本会の財政に関すること。
- ③ 本会の会計に関すること。
- ④ 本会の組織・会員の交流に関すること。
- ⑤ 本会に関する諸資料の蒐集・整理・保管等に関すること。
- ⑥ その他本会の目的に達成するために必要な事項に関すること。

第15条（監事） 監事は本会の会計監査を行う。

第16条（兼務の禁止） 本会の常任幹事・幹事と監事は、これを相互に兼務することはできない。

第17条（役員任期） 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

第18条（解任） 役員が、役員としてふさわしくない行為をしたときは、総会の決議により解任することができる。

第19条（事務局） 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、職員若干名を置き、会長が任免する。

第4章 会議

第20条（会議の種類） 本会の会議は、総会・常任幹事会・学年幹事会の3種とし、何れの会議も会長が招集する。

第21条（総会） 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（総会の招集） 定例総会は、毎年1回定時に、常任幹事会の決議を経て会長が招集する。

2 臨時総会は、常任幹事会又は幹事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載し、期日より10日前までに書面を以て会員に通知しなければならない。

第23条（総会の議長） 総会の議長は、原則として本会の会長がその任に当たる。会長事故あるときは役員順序に従って議長となる。

第24条（総会の権能） 総会においては、別に定めるもののほか、次に掲げる事項について議決する。

- ① 予算及び決算の承認に関する事項
- ② 事業計画の大綱に関する事項
- ③ 会則の改定に関する事項

④その他運営に関する事項

第 25 条（総会の決議）会員の決議権は、会員において各 1 個とする。2 会則の別段の定めがある場合を除き、出席した会員の決議権の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。

第 26 条（常任幹事会）常任幹事会は常任幹事、会長及び副会長をもって構成する。

第 27 条（常任幹事会の機能）常任幹事会は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項について議決する。

① 総会の決議した事項の執行に関する事項

② 総会に付議すべき事項

③ その他会務の執行に関する事項

第 28 条（常任幹事会の招集）常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第 29 条（常任幹事会の議長・決議）常任幹事会の議長は、会長をもってこれに当てる。

2 常任幹事会は、常任幹事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ議事を決議することはできない。

3 第 25 条の規定は、常任幹事会における議決をする場合に準用する。

第 30 条（学年幹事会の構成）学年幹事会は、学年幹事をもって構成する。

第 31 条（学年幹事会の招集）学年幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第 32 条（学年幹事会の議長等）学年幹事会の議長は、学年幹事の中から選出する。

2 学年幹事会は、会長が諮問した事項について審議する。

3 第 25 条の規定は、学年幹事会における議決をする場合に準用する。

第 33 条（総会・常任幹事会及び学年幹事会の議事録）総会・常任幹事会及び学年幹事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 開会の日時及び場所

② 役員の現在数

③ 出席者の数

④ 議事の経過の要領

⑤ 議決事項

⑥ 議事録署名者の選任

2 議事録には、議長のほか、出席者の内からその会議において選任された議事録署名者 2 名以上が署名捺印しなければならない。

第 5 章 会計

第 34 条（決算）本会の収支決算は、毎年度終了後 4 カ月以内に作成し、財産目録及び事業報告書並びに会員の異動状況書と共に監事の意見をつけ、常任幹事会及び総会の承認を受けなければならない。

第 35 条（会計年度）本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更及び解散

第 36 条（会則の変更）この会則は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の同意を得て変更することができる。

第 37 条（解散及び残余財産の処分）本会の解散は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

2 本会の解散に伴う残余財産は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得て、これを処分するものとする。

第 7 章 補則

第 38 条（委任規定）この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、常任幹事会が定め、総会に報告するものとする。

付則

1. この会則は、昭和 61 年 10 月 17 日より実施するものとする。

2. 平成 12 年 3 月 1 日より第 9 条を改定・実施する。（本会則の第 10 条にあたる）

3. 平成 23 年 4 月 1 日より、第 1 条、第 2 条を除く全条を改定、第 4 条を新たに加え、実施する。

4. 平成 25 年 7 月 17 日より、第 11 条を改定、実施する。

5. 令和 2 年 7 月 17 日より、第 11 条を一部改定、⑧項を新たに加え、実施する。

（支部規則是会則より削除しました）